

平成 14 年(ワ)第 19276 号 平成 15 年(ワ)第 6732 号 平成 16 年(ワ)第 104 号

原 告 シャムスリ 外 8 3 9 6 名

被 告 国 外 3 名

証 拠 説 明 書

2 0 0 5 年 3 月 8 日

東京地方裁判所民事第 4 9 部 御中

原告ら代理人

弁護士 奥 村 秀 二

甲	書証の標目	作成者	立証趣旨
C15	コト・トゥオ村の状況	弁護士沙々木睦	コト・トゥオ村の現在の状況。水、住居等の基本的な生活基盤が整備されておらず、また移転時には、約束されたゴムの木が植えられておらず、生計手段に事欠く状況にあることが明らかである。
C16	ポンカイ・イスティコマ村の状況	弁護士沙々木睦	ポンカイ・イスティコマ村の現在の状況。水、住居等の基本的な生活基盤が整備されていないこと、生計手段に事欠き、移転前より生活水準が落ちていることが明らかである。
C17	報告書（アーエス・ダトゥ・ムド）	弁護士奥村秀二 外	タンジュン・パウ村（西スマトラ州）における住民移転の経緯及び同村の移転による被害状況。 インドネシア当局が、住民の要求を無視し、住民との約束を守らず、補償に値しない補償基準を強制し、軍に対する恐怖を背景に移転を強制したこと、強制された移転によって住民の生活が破壊されたことが明らかである。
C18	報告書（エム・ラサツ	弁護士奥村秀二	バトゥ・ブルスラット村（リアウ州）に

	ド・ダトゥ・バンダロ ・サティ)	外	おける住民移転の経緯。インドネシア当局が、住民の要求を無視し、住民を騙して移転手続を進めたこと、正当な住民代表が不在の会議で補償の名に値しない補償基準を押しつけ、軍による直接的な暴力や軍に対する恐怖を背景に移転を強制したことが明らかである。
C19	報告書（タンジュン村の状況）	弁護士浅野史生	タンジュン村の現在の状況。同村は F/S では水没予定地でなかったにもかかわらず、ダム建設後、居住地区が水没するようになり、当該地区の住民は移転を余儀なくされ、被害が発生していることが明らかである。
C20	報告書（バルン村の状況）	弁護士浅野史生	バルン村の現在の状況。同村は F/S では本件プロジェクトによって影響を受ける予定でなかったにもかかわらず、ダム湖ができたことによって渡し船によらなければ国道へのアクセスができず、生活に多大な被害を与えていることが明らかである。
C21	報告書（スキ・ムンチャク）	弁護士幸長裕美	タンジュン・バリット村（西スマトラ州）における住民移転の経緯及び同村の移転による被害状況。 移転について十分な説明もなく一方的に進められ、補償の名に値しない補償しか受けられなかったこと、軍の警備の下で移転させられたこと、移転先は約束と違い、生活を営むことができるきちんとした家や水道もなく、ゴム園や畑も形ばかりのものであったこと、そのため移転後の生活は大変苦しい状況にあることが明らかである。
C22	タンジュン・バリット	坂井美穂	タンジュン・バリット村の現在の状況。

	村調査報告書		水、住居等の基本的な生活基盤が整備されておらず、また移転時には、約束されたゴムの木が植えられておらず、生計手段に事欠く状況にあることが明らかである。
C23	バトゥ・ブルスラット村調査報告書	坂井美穂	バトゥ・ブルスラット村の現在の状況。水、住居等の基本的な生活基盤が整備されておらず、また移転時には、約束されたゴムの木が植えられておらず、生計手段に事欠く状況にあることが明らかである。
C24	タンジュン・アライ村調査報告書	坂井美穂	タンジュン・アライ村の現在の状況。水、住居等の基本的な生活基盤が整備されておらず、また移転時には、約束されたゴムの木が植えられておらず、生計手段に事欠く状況にあることが明らかである。
C25	ルブック・アグン村調査報告書	坂井美穂	ルブック・アグン村の現在の状況。水、住居等の基本的な生活基盤が整備されておらず、また移転時には、約束されたゴムの木が植えられておらず、生計手段に事欠く状況にあることが明らかである。
C26	ラナ・スンカイ村調査報告書	坂井美穂	ラナ・スンカイ村の現在の状況。水、住居等の基本的な生活基盤が整備されておらず、また移転時には、約束されたゴムの木が植えられておらず、生計手段に事欠く状況にあることが明らかである。